

第 5 号議案

広島県天然記念物の指定の解除について

広島県文化財保護条例（昭和 51 年広島県条例第 3 号）第 37 条第 1 項の規定により広島県天然記念物の指定を解除することについて、次のとおり提案します。

令和 4 年 3 月 14 日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

指定を解除する物件

広島県天然記念物 瀬戸田の単葉松

広島県天然記念物である瀬戸田の単葉松の指定を解除する。

1 広島県天然記念物の指定の解除について

- (種 別) 広島県天然記念物 (植物)
- (名 称) 瀬戸田の単葉松
- (員 数) 1 株
- (所 在 地) 尾道市瀬戸田町福田 1044
- (所 有 者) 向山達夫
- (指定年月日) 昭和 29 年 11 月 11 日
- (解 除 理 由)

「瀬戸田の単葉松」は、二枚の葉が癒着して一枚となっており、学術上貴重な資料であることから、昭和 29 年 11 月 11 日に広島県天然記念物に指定された。しかし所有者によると、令和 3 年春頃に異変が確認され、その後、所有者からの連絡及び尾道市の依頼による樹木医の診察を経て、令和 3 年 10 月 15 日に広島県文化財保護審議会の植物を専門とする委員が現地確認を実施した結果、マツノザイセンチュウ（通称マツクイムシ）が原因で、既に枯死していることが確認された。さらに、枝からはマツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリの幼虫が確認されており、周囲の松に対する被害を予防する観点から、伐採・撤去はやむを得ないものであり、かつ速やかに行うべき所見を得た。このことから、令和 3 年 12 月 3 日に所有者により伐採及び撤去された。

当該樹木は、枯死により文化財としての価値が失われたと認められるので、広島県文化財保護条例第 37 条第 1 項の規定により、広島県天然記念物の指定を解除する。



県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和4年3月1日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国 宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要 文化財	建造物	57	重要 文化財	建造物	46	103
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	94	138
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	18	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
	小計	201		小計	319	520
重要無形文化財		0	無形文化財		2	2
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記 念 物	特別史跡・特別名勝	1	記 念 物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	27		史跡	125	152
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	115 (-1)	130 (-1)
	小計	53		小計	247 (-1)	300 (-1)
重要伝統的建造物群		4				4
合計		295	合計		640 (-1)	935 (-1)
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
選定保存技術						1
登録文化財		登録有形文化財				292
		登録有形民俗文化財				1
		登録記念物				3

※1 網かけ部分が今回付議する文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回解除することとした場合のものである。()は変更件数。